

○政府委員(手塚康夫君) 前回の高木先生の御質問に対するお答えでも申し上げましたように、私どもは、実質的に総理大臣の任命で会員の任命を左右するということが考えておりません。確かに閣議を受けるのは、推薦制という言葉とそれから総理大臣の任命という言葉は結びついてはいるものですから、中身をなかなか御理解できない方は、何か多数推薦されたうちから総理大臣がいい人を選ぶのじゃないか、そういう印象を与えているのじゃないかという感じが最近私もしてまいりました。ですが、仕組みをよく見ていただければわかりますように、研連から出していただくのはちよと二百十名びつたりを出していただくということにしているわけでございます。それでそれを私の方に上げてまいりましたら、それを形式的に任命行為を行う。この点は、従来の場合には選挙によっていたために任命というのが必要がなかったのです。が、こういう形の場合には形式的にはやむを得ません。そういうことで任命制を置いておられますが、これが実質的なものだということには私ども理解しておりません。

○粕谷照美君 私、いまのことを思い出しますと、この法律を見て思出すことは、いままで教育委員というのは選挙で選ばれていましたね。それが今度任命制に変わるときに猛烈な反対運動があったわけですね。私なんかその先頭に立って反対した方なんですけれども、やっぱり任命制になつてから大変なところですね。その与える影響とか権限とか、それから姿勢とかが全く直通になつていくわけですね、上からの。そういう意味も含めまして、学術会議の独立性というものが侵されはしないだろうか、こういう心配を持つものでありますから、何度も何度も念を押しているわけですね。そうしますと、いままで行われた二度の国立大学長の拒否事件が起きないという保証はこの法律の中にどこに含まれていますか。どこをどこを説くんだら、ああなるほど大丈夫なんだと理解ができるんですか。

○説明員(高岡完治君) ただいま御審議いただきたい

ております法案の第七條第二項の規定に基づきまして内閣総理大臣が形式的な任命行為を行うというところになるわけでございますが、この条文を讀み上げますと、「会員は、第二十二條の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣がこれを任命する。」という表現になっておりまして、ただいま総務審議官の方からお答え申し上げておられますように、二百十人の会員が研連から推薦されてまいりまして、それをそのとおり内閣総理大臣が形式的な任命行為を行うというふうなこの条文を私どもは解釈をしております。この点につきましては、内閣法制局におきます法律案の審査のときにおきまして十分その点は詰めたところでございます。

○粕谷照美君 たった一人の国立大学の学長とは違ひ、セツトで二百十人だから、そのうちの一人はいけませんとか、二人はいけませんというふうなことはないという説明になるのですか。セツトで二百十人全部を任命するということになるのですか。

○説明員(高岡完治君) そういうことではございませんで、この条文の読み方といたしまして、推薦に基づいて、ざりざりとした法解釈論として申し上げれば、その文言を解釈すれば、その中身が二百人であれ、あるいは一人であれ、形式的な任命行為になると、こういうことではございます。○粕谷照美君 法解釈では絶対に大丈夫だと、この理解してよろしゅうございませぬ。○説明員(高岡完治君) 繰り返してまいりますけれども、法律審査の段階におきまして、内閣法制局の担当参事官と十分その点は私ども詰めたところでございます。

日本学術会議会員としての地位といえますか、法的な地位を獲得するためには、何らかの発令行為がどうしても法律上要ると、こういうことではございます。そのために二十五条、二十六条は、従来は総会の単なる普通の決議、あるいは任意に反する決議の場合につきましては総会の特別決議によりましてその地位を奪うという規定になっておりましたわけでございますけれども、その普通決議、特別決議の点は現行法のとおりといたしまして、形式的にその要件を欠いたままに辞職の発令行為を行うというところでございまして、これも法律第七條第二項と同様、全く形式的な発令行為と、このように私ども理解しております。この点は内閣法制局とも十分第七條第二項同様詰めたところでございます。

○粕谷照美君 それでは内閣総理大臣の任命行為は、そういうことになればむしろこの趣旨に反するのではないですか。任命はあくまで形式的であつて実質的な意味がないというのであれば、こんなやめた方がいい。学術会議の独自性、自主性の趣旨に合わない、こう思うのに対してはどういうふうな理解をいらつしやいますか。

○説明員(高岡完治君) これはむしろ先生御指摘のように、そういうところにあるのではございませぬで、今回の改正法案は推薦に変わる、こういうことではございますので、選挙制から推薦制に変わるといふところにこの改正法案の眼目があるわけではございます。内閣総理大臣の発令行為と申しますのは、それに随伴する付随的な行為と、このように私どもは解釈をしておりますのでございませぬ。

○粕谷照美君 学会が責任を持って、先ほども言われまして、いままで違つてもっと強い責任を持って推薦をされた人は自動的になる、内閣総理大臣が任命しなかつたつて学会員になると、こういうことには法的にはならないのですか。

○政府委員(手塚康夫君) 国家公務員になるかどうかというのが学術会議が最初にできたとき問題になったようではございますが、そのときに、国家

公務員である、しかもそれは特別職ということでは人事院も判断しているところではございます。その中で、国公法の中で、就任について選挙によることを必要とする職員ということ、この場合にはそのままでいけば特別職になるということ、実際には任命行為を行つていない。ただ、今度のようになりまして、それで読むことはもちろんできませぬし、いま参事官からも申しましたように、付随的な行為として形式的な任命を行わざるを得ないということではございます。○粕谷照美君 いまの学術会議の会員構成についてですけれども、推薦制になつたら本当に望ましい何か新しい会員構成になるのかなあという期待なども持つていらつしやる方もおりますのでお伺いするわけですが、たとえば年齢構成とか男女比あるいは職業別、民間企業、研究機関、研究者の占める比率とか、あるいは大学の教員については国公立別の割合とか、国立大学については旧帝大の系統、地方大学と、こういうような割合についての御調査はありますか。

○政府委員(藤江弘一君) まず、所属機関別でございますけれども、国立大学の方が百十八名でございます。公立大学が十三名、私立大学が六十二名、官公署の方が四名、公社公団等が二名、民間会社の方が五名、その他が六名でございます。そのうちには女性の方が一名いらつしやるわけではございます。○粕谷照美君 そうしますと、行管庁の報告を見ましても、学の比率が九一・九、官の比率が二・九、産の比率が二・四、その他が二・八ということになりませぬ。非常に国立大学の先生方の占める比率というのは大きいわけですね。しかし、私立の大学というのは国立大学の先生よりももっと数がよけいなんです、私学の先生の数。

みます。

○佐藤昭夫君 事実であれば当然訂正、謝罪の何らかの形がとられるべきであるというふうに、政治倫理を口にされる中曾根総理、総裁でありますから、明らかにそれが言われたということが確認をされれば何らかの対処をされますね。

○國務大臣(中曾根康弘君) ともかく相談はいたしてみます。

○佐藤昭夫君 まだちょっと、一分ありますね。何らかの相談をする、それは総理としての、総裁としての指導性は何も発揮しないということですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) やはり本人の自主性においてなさるべきことでありますから、相談はいたしてみます。

○佐藤昭夫君 結局そこへ逃げ込むんですね。終わります。

○小西博行君 日本の将来のためには、私は先端技術の開発というものが非常に大きな重要な要素になってくるといふふうに前から考えております。

研究集団というのは何も総理府だけじゃなく、科学技術庁にもございますし、各省庁にございまして。特に、その中で総理が学術会議に対してどのような期待をされているのか、その点をまず一点お聞きしたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 学術会議は一番総合的な各方面を網羅した学者の集団であると思っております。また、国際学術団体に対する加盟、あるいはその交流の度合いもわりあい総合的に行われている場であると思っております。そういう意味において活躍を期待いたしております。

○小西博行君 学術会議の立て直しを図るために今度の改正法案が出たというふうに私は考えておるわけでありまして。しかし、私はその法案だけの改正では前向きにならないんじゃないかという心配も同時にしているわけでありまして。先ほども議論しましたが、予算の問題であるとか、あるいは学者それぞれの動機づけといいますが、こういう自主性とか、そういう問題も十分に考えてあげざるべきではないかというふうに考えておりますが、その点に対してはいかがでしょうか。

主性とか、そういう問題も十分に考えてあげざるべきではないかというふうに考えておりますが、その点に対してはいかがでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 国立の機関としてこのようななりっぱな機関ができておるわけでございますから、十分に活躍できるように諸般の面でわれわれも配慮をいたしたいと思っております。

○前島英三郎君 いろいろと質疑の中で、この法案は大変問題点があるのではないかと私の個人的認識を持っていらっしゃるんですが、学術会議のいろいろな意見をも伺う耳を持たず、何か、大変妙な形でこの委員会に付託されているような形になっているんですけれども、その急ぐ理由というふうなものが総理の中にもあるんですか。それはいかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 学術会議は非常に重要な団体でございますし、それが早く活発化すればするほど日本の学術は深められますし、国際交流も盛んになると思っております。一日もゆるがせにすべからざるものであり、またこの問題は、久しく論議されてきておる問題でもございまして、もうこの辺で法律として成立させていたいただきたいと思うわけでありまして。

○前島英三郎君 特に、先ほど私は、見えない部分の学術会議の今日までの評価というものをいろいろ取り上げてきたんですが、たとえばリハビリテーションの問題あるいは障害者の職業の問題、これらが、いろいろな方々が現場の中から体験したものが報告として政府に出されている。その報告を、政府は守ったかどうかは別といたしまして、特にわれわれのように、科学にあるいは学術に、今後の失われた機能を取り戻すための期待感というものが非常に多いだけに、それが学術とかあるいはそれぞれの派閥のような形の中で、本当に草の根の中で生きてきたような、そういうわれわれの気持ちを生んでくれるような人たちが選ばれておるかどうか、そういう疑問を持つのであります。その辺は今後の学術会議に対しては総理はどのような期待を持っておられますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) これは日本の学者の心構えに関するところでございまして、学術会議を重要視して、おのおのの学会なり集団からそれらにふさわしいりっぱな学術のある方を出していただくかどうかが、それによって学術会議が権威のあるものになるかどうか、そういうことにかかっていると思っております。

○前島英三郎君 代表が選挙によって選ばれるということが国のいろいろな審議機関に見られないわけですが、この中では、いまままで選挙によって選ばれてまいりました。これはやっぱり大変重要な特質でありまして、この原則が守られない場合は本会議の存在理由もまたあり得ないというふうな気がするんですけれども、今後この学術会議は、たとえば他の諮問機関のような形に変わっていくのでしょうか。その辺はどうなんですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) これは、学会やあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるの、政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学術の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております。

○前島英三郎君 そういう意味では、政府案を私ずっと聞いておりましたが、学術会議の存在理由をなくすというふうな危険性をも一面感じているのでありますけれども、その辺は、全く自主独立、そういう介入する意図はあり得ない、こういうことで理解してよろしいですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 昔のような学術会議はなくなつてくると思っております。つまり、学者が選挙運動に狂奔して、郵便を配つたりいろいろやっておると。学術の権威というものは票数にかかわるものではないという面があるのであつて、そういう意味において、生きた人間同士が生きた人間の権威者を選ぶという方がより真実に学問の場合に近いと私は考えております。

○前島英三郎君 終わります。

○委員長(堀内俊夫君) 総理に対する質疑は以上をもちまして終了いたしました。中曾根総理は御退席をいたして結構でございます。

○前島英三郎君 総理の質疑があたりちょっと中断いたしましたので、どういふ流れであったか、何となく意をそがれた感じがするんですけれども、昨年の参議院全国区の比例代表制の選挙制度の審議を思い返しながら臨んでおりますが、学会並びに学術会議の自主性にゆだねるということは非常に民主的のように聞こえますけれども、大もとの方式のところ政府案を押しつけておいて、調整がややこしくなりそうなのところは自主性に任せる形で押しつけてしまつておると言えるような気がしてなりません。私は、大枠につきましては当然自主性を重んじて、学術会議の自主改革の後押しをするという姿勢がやっぱり政府になければならぬというふうに思っておりますけれども、総務長官の見解を伺って私の質問を終わりたいと思っております。

○國務大臣(丹羽兵助君) たいまのお尋ねでございますが、総理からもお答えのございましたように、この改正案を取りまとめるに当たりましたは、科学者の意見や各方面の議論を十分念頭に置きながら、また政府との折衝を委任せられました久保会長とは私自身がたびたびお会いいたし、その意見を十分聞きながらこの改正法案を取りまとめたものでございまして、御理解を賜りたいと思っております。先ほど総理の申されましたような考えで運営に当たつていたかどうか、かように考えております。

○高木健太郎君 学術会議の改革につきまして、学術会議の内部におきましては十年ぐらいた前から取り組んでおられると思っております。で、お聞きをしたのは、まず改革の必要性というのをどういふふうにお考えになったのだろうか、その中にやはり推薦制というふうなものもお考えになったかどうか。また、どうして今日までこんな

政治学の現況がゲーム理論に傾斜しておる。このゲーム理論というのは、仮想の相手を決めて、そのストラテジーを、戦術を考える、そういうゲームの、対立の、力関係の理論でありまして、いまの国際政治学者は、われわれ政治学一般の学者とも違つて、そのことを非常に追求しているというふうに見られております。

このゲーム理論に関連しては、アメリカにおきましても非常に問題にされている。なぜなら、この原爆の時代に、対立する者との間の国際関係、それを戦術的に考える。もつと高い次元の平和とか、あるいは人類の将来とか、そういうことを考えない。それがゲーム理論に対する今日の批判でありますけれども、先般、中曾根氏自身がすでにゲーム理論によつて、こういうふうな発言をしております。まさにレーガン自身がそういう立場をとっております。そして日本から一歩いけば、これを言うようですけれども、日本から韓国へ行きますと、最前線まで出ていって、そして望遠鏡でのぞいている。そういうレーガンの最近の性格といふものは、ヨーロッパの目から見ますと、たとへば英国の「エコノミスト」の表紙は、御承知の方もあるかと思ひますけれども、レーガンがハリウッドの俳優だったときにピストルを持って構えているあの写真を正面に掲げておりました。レーガンの登場というのはいささか西部劇的なセンスが出てきています。ところが、これがアメリカをいま代表している。御承知のように、アメリカにもケネディ大統領あり、その他いろいろな学会の空気がありまして、決してレーガンによつて代表されているわけじゃないし、またゲーム理論によつて代表されているわけじゃない。

しかし、論理は飛躍するようだけれども、この法案の提出理由の中に、特に三行目のところにおいて「日本学術会議は、我が国の科学者の内外に對する代表機関として」と、国の代表機関でありませうけれども国際的な関係のことを言っているが、その国際的な関係という中に国際政治学の学会の事情も反映しているんでありませう。

そういうふうなことで、政治学関係一つをとりますけれども、内閣の方で学者を会員として決めるときに、国際政治学のゲーム理論に非常に通曉した人を入れるとか、そういうふうな自然になつてくるのでありまして、そういう時代の、ことに権勢を背景とした空気に對して、学術というものは毅然としていなければならぬ。そのつもりで実は最初の学術会議の発案のときに、文部省に直屬させるかそれ以外のじやなくて、内閣直屬にしましたところ、それが内閣総理大臣直屬という形で、逆に非常に政治的介入を予想させるような改正案の条文になつてきている。このことを非常に私は憂慮するわけでありませう。

この学術会議は英文ではサイエンス・カウンシル・オブ・ジャパーンとなつておりました。サイエンスという概念は、これはどちらかと言へば自然科学に傾斜しております。また日本の学術会議もどちらかと言へば自然科学の方に傾斜する考え方が強いのではないかと思ふんです。

日本のそういう学術の最高機関としては、別に日本学士院というものがあつて、芸術の分野では芸術院というものがあつて、その関係と並ぶような形で、サイエンスの最高機関という審議機関にしようというのでありませう。これは一つの考え方でありませうけれども、そのサイエンスというものが今日、内外の物理学者が非常に憂慮するような核兵器の問題など、そういう技術的なことに進んでいきますと、それをチェックする、それについての価値判断をする要素、そういうものが同時に学術会議の中に強くなければならぬけれども、何かそういう科学技術—科学と技術ということになりますと、先ほどの政治学の中にもゲーム理論がずっと強くなってきて、こういう時代でありますだけに、一たびこういう形で改正が行われたときに、何がチェックできるのかという点で非常に疑問を持ちます。そして、いままでの選挙にかかりまして、いままでの選挙も、終戦後長い月日がたちますと、最初の趣旨から離れてだんだん空虚になつてきて

いることがないとは言えない、私どももそう思ひませうけれども、それをどう改正するかというときに、内閣直屬で、内閣総理大臣が会員で決定する形になつて、そういう改正法案を、御承知のようなごういふ国際関係が非常に微妙な時期に改正するということに對して憂慮するのであります。以上は私の考えであります。

ただ、この選挙にかつて—こういう会員を選ぶのは、私の理解しているのは、一種の学会などから選ぼうと思つておられるかと思つても、学会といつても、例をとりますと、国際政治学会があり、政治学会があり、その他政治史の学会もあり、一人が幾つも兼ねておられるわけですが、いままでのように、学術会議の選挙権というのは一人一票だけれども、いろんなものを兼ねていて、そこから代表が出てくる。一体そういう学会的なものを期待したときにどういふふうに判断するか、その判断の有権的解釈は内閣、そして総理府にあるという、この点が私はせめて文部省にあれば、文部省は何といつても大学関係のことをよく知つておられますから—そういうところと違つて、総務長官のもとに、政治的な決定をする、そのところからこの学術会議が所属して、先ほどのようなことだつて、これは、一体、いま改正にいろいろ理由をつけておられますけれども、これから一遍出発したときに、こういうことになつたというときに、どうして、国民が反対し、政党がそれに気がついたときに、批判できるかということをお心配します。

最後に、お聞きするところとしては、実際に会員を決めるときの手続はどうするか、この手続が非常にむずかしいのでありまして、それらの点については細かく案を持っておられるかと思つて、その案を出されないと最終的にこれを判断することができない。私は十年前後文部省関係の審議会にずっと出ておりました。審議会の会員の決定、選挙で決まるということもありませんし、そういう審議会の実情から見ますと、学術会議のように一般の学者から

選挙されるんじゃないやなくて、やはり官庁の方が行政指導で決めたり、また会員を決めたりということが強いのがこれが審議会。その審議会よりもさらに強く内閣総理大臣に直屬していると、これはどうもいただけない、まあ、そんなことであります。お答えいただかなくてもそういうことだと思ひます。

○國務大臣(丹羽兵助君) いま先生からいろいろなことをお聞きしたいんですが、冒頭おっしゃいましたように、粕谷先生のお許しを得て、御了承を得て閣連質問で通告もなしでするんだから答弁の要はない、よく聞いておけ、こういうこととごさいますけれども、しかし聞かしていただいた以上はちょっと申し上げるだけのことは一言、一言申し上げておきたいと思ひますけれども、特に今回の改革そのものは、学術会議が先生のおっしゃいましたように真に科学者の代表機関としてその本来の機能を十分果たすことができるようにするため会員の選出方法を改めるのでございまして、その会員の選出方法も、いまお話がございましたが、内閣総理大臣による会員の任命行為といふものはあくまでも形式的なものでございまして、会員の任命に当たりましては、学術会議等における自主的な選出結果を十分尊重し、推薦された者をそのまま会員として任命するというにしております。

だから、会員の選出方法を改めるということであつて、その心配はないと思ひますし、いまお話がありましたように、学術会議の性格、目的、任務等に少しも変更を加えるものではない。特に、総理のもとに置く、総理府に置くよりは文部省の方に移した方がよいではないか、こういう先生の御意見もございまして、先生はそういう御意見でございませうし、そういう考えを持っていらっしゃる方もあつて、私が、私の方としては、先ほど申し上げましたように、政府としては、学術会議が真に科学者の代表機関としてということとごさいますから、そうした専門的な文部省の所管よりは政府である内閣に、総理府の、総

命、これまたやむなしという結論でございます。と
いうように聞こえる御答弁のようであり、ますか
ら、改めて伺いますが、この政府案の賛否は
どちらになりますか。

○参考人(久保亮五君) 私が折衝に当たった会長
としての立場は、あくまでも会長として努力せよ
ということを実行してまいりました。この
法案に対して賛成であるか賛成でないかという
ことは、これは私の個人の問題ではございませ
んで、学術会議として何らかの態度が明らかにな
るとは思いますが、しかし、これが国会に提出
されている段階において簡単に学術会議そのもの
が賛否を言うかどうかというところは、まだ明らか
ではございません。国会で審議されている段階で
すので十分慎重に考えさせていただきますと思
います。

○藤田進君 いかなる団体、いわんや日本学術会
議のごときは、会長のリーダーシップというものが
大切ではないでしょうか。どうお考えでしょう
か。

○参考人(久保亮五君) リーダーシップというも
のはあるべきものであろうかと思いますが、学術
会議は合議体でございますので、会長の立場で努
力すべきことは努力いたしますが、合議体として
の決定は合議体にお任せいたします。

○藤田進君 近くその賛否も表明されるであろう
がという意味は、聞くところによると十八日から
三日間の日程、そこら辺で学術会議として組上
り乗せ、かつ政府案に対してもまた意見の集約をさ
れると見られるわけですか。この議案提案権は、会
長はもちろんあるわけでしょう、運営委員会等は
経たして。その理解してよろしくございま
すか。次の五月十八日からの定例総会、ここで政
府提案なるものを中心に諸般の議論も出る、これ
をどうまとめていくか、会長としても、やはりい
ずれ意思表示があるだろうという含みの中には、
この日のことが、これが表現されているようにも
とれるわけですが、いかがですか。

○参考人(久保亮五君) 学術会議の中にも広い意
見の幅があることは御承知かと思えます。近く開

かれる総会においても、この改革についての御議
論が出ると思いますが、ここにおいて仮に執行部
から何らかの提案をするという場合は、それ
をどういう提案にするかというところは、その前に
開かれます運営審議会でお考えいただくというこ
とになります。

○藤田進君 私が見ていますと、学術会議そのも
のには実はやっぱり問題がありますよ。極論する人
はむしろ学術会議は要らないと。七億余の金を使
って、人件費がその中に四億からある。しかし、
政府としてはまた別の考えでしょう。これは学術
会議が今度審議会の性格を持つてくるでしょう、
総理任命で。後でだんだんと時間のある限り詰め
てまいります。この重大な局面に当面している
学術会議が、さみだれでどうとう流会するとか、
あるいは来る十八日以後の会議ではどうなるか、
会長すら見込みが立たない。賛否もあるだろう
し、ここがやっぱり政府として寄せやさい拠点を
突かれたことになるんだと思えます。

やはり時の政治、政党とは独立して学術会議と
いうものがあらにやなりません。それがこうい
うことで、まあ言葉が悪ければ、取り消せとおし
やれば納得いけば取り消しますが、火事泥みとい
なことになるんで。参議院は今度先
議、そうして会期末を控えて私自身も三つの委員
会に所属しています。法案の審議に追われて、し
かも政令にゆだねてみたり、いろんなことを調べ
てみればみるほど問題のある法案が本件と同様に
あるのです。そういうときに、聞くところによると
ともう数さえあれば何でもなる、学術会議も幸い
にごたごたしている。まさに太平洋の船の上で盛
んに内輪もめをしていて、学術会議はいまに太平
洋に沈没するかもしれないような、漫画家が書け
ばそうでしょう。どうするんですか、会長。そこ
を突かれていますよ、どうしますか。

○参考人(久保亮五君) ただいまの御発言の中
で、学術会議の会員が総理大臣任命になって、こ
れが審議会のようなものになるであろうという御
発言でございましたが、それに対してお答えすべ

きかどうかはよくわかりませんが、総理大
臣が任命されることは、そういう法案でございま
す。しかしながら、これはここにあるような選出
制度によって選出された会員が形式的に総理大臣
任命によって任命されるということで、実質的任命制
の意味において、これは総理大臣の実質的任命で
はない。

それから審議会になる云々のお話でございます
が、お言葉を返すようで大変失礼でございますけ
れども、そういうふうになるかならないかという
ことは、これは一にかかかってやはり科学者の問題
でございます。法律の上では、独立して職務を行
うということが従来の法律どおり残されているわ
けで、この職務を行う上において変更があるとは
私は理解しておりません。

なおかつ、学術会議に対する御批判は大変あり
がたく拝聴いたしました。そのような御批判があ
ることは重々承知しております。さればこそ彼
れも願わず会長の重任を思いがけなく受けまして
から、いかにして学術会議をこれからの日本のた
めに、世界のために役立ち得る学術会議にしてい
くかということに日夜心を砕いてきた次第でござ
います。

○藤田進君 大変りっぱな御決意で、そのまま正
直に展望が開かれたように思えばいいのですが、
恐らく多数の皆さんは、学術会議の中にいま法案
に対する反対論も非常に強い。忙しい最中に皆さ
ん見えていますよ、いま国会に押しかけて。賛成
の人は来ないです。

そこで、任命制であっても従来の投票と何ら変
わりはないと言いつつおられる。学術会議のこ
の要綱案なるものに公選制と三分の一は推薦、し
かもこれは学術会議の中で推薦を決める。そう決
めたのはそれなりの重要な理由があったはずで
す。いや、形式的な任命だから何ら差し支えはな
いというそんな軽い——いろんな場合を見通し
て、次に政府案の推薦を意図している点もわか
る。しかし、それにしても自主自立で推薦三分の

一は決めることとし、三分の二を公選制というこ
とにされた私は聞いております。論理が一貫し
ないじゃありませんか。予算を削られるか民営化
されるか、いろんなことを言われてだんだん後退
して、お任せしますということになったんだと
しか思えない。

お伺いしますが、気骨のある科学者であれば、
任期を一年延長して、全員残らず、ありがとうと
は言わないにしても素直に一年残りますか。これ
は本人の自由でしょう、一年私は残らない、やめ
ると言え。

それから、政令にゆだねているものが多いが、
推薦して総理大臣が任命するような、そういう推
薦はいたしませんという、そういう推薦母体が皆
無と言いつつ切れますか。あるいは逆に、非常にた
さん推薦をする、三十名のところを五十名になる
かもしらぬ、この整理をどうしますか。それぞれ
推薦は法制上の問題ではないが、投票で推薦候補
を決めようというところをどうしますか。一定以
上の候補者が出れば総理大臣は選択的にこれを決
めるでしょう。いずれも見通し論で受けられども、
特に昨今の学術会議の動向を見ますと、法律では
一年任期延長、素直に全員残るかどうか。推薦を
素直にするかどうか、会長として自信があります
か。

○参考人(久保亮五君) 会員候補者の予定者の推
薦が定数を超えて出るというようなことは、これ
はあり得ないことでございます。定数だけの会員
予定者を推薦するということにならないければなら
ないわけでありませぬ。

それからほかの点の御質問でございますが、こ
れは各人のお考えでございますけれども、私が推
測するということではできません。科学者は、日本
の将来のために学術会議が存在しなければならな
い、それがまともな活動をしなければならぬとい
うふうにお考えになると私は信じております。

ます。

もう一つは、会員は総理大臣の任命制によるというごときでございますが、学術会議から推薦してきた会員はこれを形式的任命である、そういう言葉は使えないにしても、それを最大限尊重して任命するということではなくてはいけません、こう思っています。

もちろん、現在の国立大学の学長は文部大臣が総理大臣が存じませんが、任命制になっておりますが、かつて京都大学におきまして、京都大学の学長の任免というよりな問題で大変大きな問題が滝川事件として起こったことがございます。そのようにならぬことを繰り返さないということをご長官にひとつ言明をお願いしたい、こう思います。

○政府委員(手塚康夫君) ただいまの点、確かに現行では選挙制によっているために、実は任命を必要としておりません。実はこの総務長官試案につきまして、学術会議の方で改革委員会、選挙制度一般に関する分科会の報告、比較的短期間の間によく分析しておまとめいただいたと私も思っておりますが、その中にも、「選挙の場合は、立候補制であるから任命を必要としないが、学術会議の推薦制の場合は任命行為が必要となる」とはいたが、それが自主的に行われるものであってはいたが、学長の任命におけることと、「形式的任命権にとどめておかなければならない」というふうに書いてあります。

それから、いまちょっとお話にございましたように、何か法令上の根拠もというふうに書いてございます。その辺私どもは、これは全く形式的任命であると考えているわけでございます。

○新選に二百十名の会員候補者の割り当てを行って、そこから二百十名出てくれば、これはそのまま総理大臣が任命するということでございます。それが二百十名出るとか何とかであれば問題外ですが、そういう仕組みになっておられませんか。そういう意味で、私どもは全くの形式的任命というふうに考えており、法令上もしたがってこ

れは形式的ですよという規定、ほかにも例がございせんが、書く必要がないと判断して現在の法案になっているわけでございます。

○高木健太郎君 法律に明文化されておられませんので、いまの審議官がおっしゃったことをそのまま私信用するわけにはまいりませんが、この委員会においでの方はすべてそのようにお考えだと思いたく、しっかりと守っていただくということをご長官にひとつ言明をお願いいたします。長官にひとつお願いしたいと思っております。

○国務大臣(羽根兵助君) せっかく高木先生からの御注意であり、要請でございますし、当然なことでございまして、この場で責任のある大臣として、長官として、いま事務局から答えましたように、守らしていただくことをはっきり申し上げておきたいと思っております。

○高木健太郎君 ぜひその点をお願い申し上げたいと存じます。

次に、このような一昨年から起こりましたこの学術会議の改革に関する問題は、私はまことに不幸なこととございませうけれども、学術会議と政府の間の相互不信というものが端を築いているように思っております。政府は、せっかくわれわれがサポートして何とかりばな学術会議にしたいと、こういふふうにご長官にお願いをいたしましたと思っておりますが、学術会議の方では、いま日本を覆えて、あるいは世界の将来を覆えて、科学者の立場から純粹にいろいろなことを勧告もする、あるいは申し入れもするといふようなこととございませうけれども、政府は自分の耳に逆らうものは受けつけない、また日本学術会議の方では、いろいろなことやっても一向それに対して反感がない、ときには予算が大幅にだんだん削られていくというふうなことで、不信感を相互に持っている。

そして、国民の税金を使っているばな会館、会議の室を持ちながら、しかも大勢の学者がそこに会して年間何日間かを熱心に討議をし、あるいは

うちに帰ってもこのことを一生懸命考えてきた、そういう学者の努力に対して、政府は何らこたえない。また政府側から見るといふと、何か耳に痛いことばかりを言う、お気に召さないことを言うというごときで、だんだんと不信感が増してきたとは思ってはおりましたが、しかし、こういうことを一つ一つの機としまして、政府と学術会議の間に信頼を取り戻すということが私はまず第一に大事なことでありうと思っております。

○国務大臣(羽根兵助君) これまで学術会議の総会が開かれましたときに、その第一回の総会の際に、全国の学者に向かつてごあいさつなんかをされたことはございませうか。それをお伺いいたします。

○政府委員(藤江弘一君) お答え申し上げます。その事実はいままでございませんでした。

○高木健太郎君 これは、おいでになつたからどちなるというふうなものでもございませうが、お互いに信頼し合つて、頼みます、りばな政策を答申していただきたいとか、あるいは政府に対してそのようなアドバイスをしていただきたいという熱意があれば、中には余りりばな学者でない方もおいでかもしれませんが、大部分が非常にりばな学者でありになる。そういうところにおいでになつて、皆さんにあいさつをされて、そして十分な御審議をお願いしたいというふうな願ひがある、一層私は親密度が増すのではないかと。そういう不信感を取り除かれていくのではないかと。それは、法律をいじるというよりもかえつてりばなごときやないかなというふうなご長官の御考慮をお願いしたいと思つておるわけでございます。

長官、何か御感想ございましたらお願いいたします。

○国務大臣(羽根兵助君) いま高木先生から、大変いい御提案と申しますか、御意見を聞かしていただきましたので、学術会議の方ともよく打ち

合わせをいたしました。また適当なときに、その御提案どおり実行させていただくようにしたい、かように思っております。

○高木健太郎君 よろしくお願ひいたします。次に、もう一つ私申し上げたいことがございませう。それは、学術会議の予算のごときでございますが、先ほど藤田委員からお話ございましたように、全体で七億何千万のものとございませう。そのうちの事務費が約四億を超過しているわけでございます。また、事務費を除いた三億のうち、国際学術会議の関連として払っている費用、これはもう当然払わなければならない費用でございます。そういう費用とを除いてみますと、私の計算したところでは、一億七千万千三百万円にしかならないわけですが、そのうちの、この学術会議の一番重要な任務でございます学術会議の会議の開催費、あるいは関係費というのがございませうが、それが昭和五十八年度では一億二千六百、それが昭和五十八年一億三千万千三百万円になっております。汽車賃なんか上がって交通費が上がっておりますので、これは全く上がっていきなさいと言つてもいいわけでございます。全体として少し五十三年ごろからふえておりますのは、結局これは事務費のペアとかそういう関係ではございませう。一番重要なものである会議、あるいは国際共同事業とか、そういうものを全部合わせまして一億七千万にしかならないということでございます。

私はかつて学術会議におつたことがございませうが、ある問題がございまして、そのことについていろいろの運動家が学術会議にだれだんだんこととございませう。そういう関係で、必死になつてその調査をしたことがございませう。で、その調査の費用というものは一文も出ないわけでございます。また現在、種々の常置委員会あるいは特別委員会等、研運その他の会議がございませうけれども、総会は一年に二回でございます。また、常置委員会というのには年に三回しか開かれない。その他の委員会でも、遠方からおいでになる方で、あ

○参考人(久保亮五君) 大変重要な御指摘でございます。

これは私自身の見解を申し述べより仕方がないかと思うんですが、いま御指摘のようなことは、実はもちろん改革要綱自体にもそういうことは述べられているわけであります。何のために学術会議を改革しなければならぬかということにつきましては、改革要綱にもそういう理念が打ち出しているわけでございまして、現時点におきまして問題が選出制にしろられる、これは改革要綱に主張されていることと、この法案との違いがそこに集約されているわけでございまして、そこに問題が集中して、それに対する御批判がいろいろ出るといふことも、これまことにやむを得ないこととございすけれども、おっしゃいますように、本来学術会議が何のためにあるか、何を目標としているかということについて、国民の方々に御理解いただきたいと思うのでございすけれども、おっしゃいますように、そういう主張を明らかにすることが十分でない、これは弁解いたしても仕方がないこととございすけれども、そういう機会を得ないということもございすけれども、ぜひ皆様に御理解をいただきたいと思ひます。

○田沢智治君 私、学者は少し甘過ぎていると思うんですが、率直に言つて、それはなぜかという、理念とか理想とか、観念的次元の論争は物すごく多い、この改革案を見ても、国民のためにこれからどうやるんだというものは一つもないです。理念、理想、観念的なものばかりです。たゞ、がんの問題については向こう十年学術会議は真剣になつて取り組むから、国民よ、がんの問題についてはもうしばらくがまんせいでいい、というところは一つもないじゃないですか。ですから、私はやはり問題は、ああでもない、こうでもないということよりも、内容で勝負する、というふうな、やはりまじめな学者層の実態をどのように糾合して改革の柱にしていこうかという、先ほど高木先生が申されるような、そういう

ような方向にこななければ、私はこの問題はどんなような理屈をつけたつて納得できないと思ひます。

ですから、まあそれがいい悪いは別として、時間があると二分きりないというんですから、政府の原案が提案されるまでに至る過程の中で、政府とどのような点が合意でき、どのような点が対立し、どのような点が調整可能であると思はれるか。これは非常にむずかしいと思ひますけれども、第二十二条の政令を規則にしてほしい、まあ一連の政令問題は、私も自民党であるけれども、これはよほど学術会議の意見をも尊重した形での政令というものを考えなければいかぬという主張を私は持っている。ところが、学術会議側が政令を規則にしてほしいと、こう主張しながらも、その裏づけとしてこういう規則をわれわれは持っているから、政令にするならばこういう内容のものをひとつしてほしいと思ひます。それで、そういう原案を持ちながら政府と交渉なさつておられるんですか。

○参考人(久保亮五君) この法案につきまして、いま御指摘のような点でございすけれども、規則等々これをまだ具体的に検討するところに至つておりません。

○田沢智治君 私は、だから学者というのは理屈ばかり言つて実行性がないと、こう言うんです。十数年来この問題が出ておるんでしよう。違うんですか、改革問題は。

○参考人(久保亮五君) 御指摘の点はこの法律に関連したところだと思ひますが、この法律に関連して規則を具体的に検討するという作業はまだ行われていないという点を申し上げたわけでございす。

改革問題に取り組みましたのは第八期でございすから十何年前かになります、具体的に法律まで変えてというところの問題に取り組みましたのは今期、十二期の初めからでございす。で、まとめられましたものが改革要綱でございすけれども、これを具体的に法律

にするという段になればたくさん問題が出てくるとは思ひますが、そこでそれが規則、それが政令というふうなところまでの検討はいたしておらなかつたわけでございまして、その意味で、この法案に即したものがすぐ出てくるということにはならないわけでございす。

○田沢智治君 だから、自民党側はいろいろ意見があるけれども、私たちは、参議院はまあ良識の府だと思つておるし、われわれは先生方の味方にならうという際の中で、いままでいろいろ部内でも議論しているわけでございす。で、すけれども、対案を持たずに政令を規則にしてくれなんて言つたつて、じゃその規則の原案はあなた方持ってますか。十何年来自主改革を主張しながらまだできておりません、合意もできません、今後何十年かかって合意できるかわかりませんというふうなことは、これはもうどうにもならないわけですよ。自民党がごり押しする、ごり押しするということよりも、あなた方の対応が、十何年間もうぶん投げつ放してきておるといふ実態なんだから、問題をここで提起して、自民党案というものをあなた方は真剣に受けとめてもらつて、こういう政令事項については、学者としてはこういうような内容が欲しいんだというふうな真剣なる議論を内的にしっかりやらないと、これはまた五年たつたつて十年たつたつて空文化して何にもできないような結果になつてはならぬと、われわれはそう思ひます。

ですから、そういう辺のところをひとつ踏まえ、あなた方はあなた方で国民にその果実を享受させなきゃならない責任があるんだから、そういうふうな努力をしてみたらわなければ私にだめだと思ひます。これはもうあなた方の自主改革のみにまつておつたとすれば、実質的な果実を国民は享受できない、私はそういうふうに思つておるんです。が、総務長官、そういう考えに対してはどういうお考えですか。

○政府委員(手塚康夫君) ただいまの点、先生ちよつと誤解あるといけませんので私から申し述べ

ておきたいのですが、今度の改正法案を考へるに当たつて、私も全く空から出始しておるわけじゃないです。自主改革要綱、これもずいぶんやばり年数をかけて検討されたものでございまして、選出方法以外の点はほとんど取り入れておるわけでございす。それから選出方法についても、この点は残念ながら会長とも意見が分かれまして、こちらの総務長官御案を御検討していただきました。この点に對して、わずか二カ月ぐらゐの検討期間でございすけれども、かなり分析した報告書を出していただいて、いわばこの範圍内で私ども積み上げていったわけでございす。

そういうことで、そういう細かい点までなりまして、これは学術会議でその点対案がどうだというのは、正直私どもの方から見ても、会長個人の御意見を伺うなら結構ですが、それはちよつと會議体としての学術會議に対する要望としては無理ではないかと思ひます。

○田沢智治君 最後に、だからこそ、一年間の猶予期間というものを法文の中に入れて、真剣にあなた方はあなた方で主体的な次元の中でよく検討し考へなさいというふうな、われわれは弾力的な案を出して検討してもらつておることとございすので、合意されているところ、合意できないところ、さらに煮詰めながらよりよい学術會議になつてもらいたいというのが希望ですが、会長さんの決意をお聞かせください。

○参考人(久保亮五君) 国会の御審議を経ました段階におきまして、学術會議として最善の努力はいたしませう。

○佐藤昭夫君 いろいろ質問をした点多々あるわけですが、時間がきつめて制限をさせていただきますので、問題を止めて質問をいたします。が、まず五月八日曜日NHKのテレビ討論會、ここで自民黨の国対委員長中山太郎氏が、その発言の中に聞き流すことのできない重大な内容、日本学術會議を意圖的に中傷をし、法案の重大性を覆い隠す虚偽の発言が数々ありますので、

を行つたためには、公選制こそがその制度的な保障であり、これを推薦制に変えることは、選挙という民主的な原則を踏みにじるとともに、学術会議をきわめて細分化された学会の利益代表機関に変質させるものにはなりません。そのことは、時の政府から独立して科学、学術の総合的、長期的な発展を広い視野から審議するという学術会議が国民に負っている重要な職務の遂行を不可能にするものです。そして、日本の科学、学術の発展に重大な障害をもたらすものであり、断じて容認することはできません。

第三に、部の定員、専門別の定員、学協会の候補者及び推薦人の届け出、会員推薦管理等、学術会議のあり方及び推薦方法の根幹が政令にゆだねられております。二重三重に政府の統制を強めるものになつてゐるわけです。学術会議の独立性、自主性を奪うとともに、憲法に保障された学問の自由を奪うものとなつてゐるわけです。

そもそも学術会議は、第二次世界大戦に際し、わが国の科学者がその自主性を失い、戦争に協力したことへの深刻な反省があつて、そこから生まれたものであります。だからこそ、わが国の科学者の代表機関として選挙によって会員は選ばれ、政府から独立して科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的として一九四九年に発足したものであります。

学術会議が科学者の立場から戦争と平和の問題を取り上げ、原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明、そして原水爆の禁止、核兵器の廃棄についての世界の科学者に訴えるなどの声明を採択してきたことは当然のことであり、また、プラズマ研究所や盛長類研究所など、今日の重要な共同利用研究などは、学術会議の勧告に基づいてできたものです。

ところが、政府と自民党は、こうした学術会議に対し攻撃を繰り返してきました。学術会議の予算を徹底して抑えて、五九年には科学技術会議、六七年には学術審議会、日本学術振興会を発足さ

せ、学術会議の機能を他の機関に移し、学術会議の形骸化を図つてきたわけです。今日、政府・自民党が学者離れたとか形骸化などと声高に批判していますけれども、その責任の一切は政府・自民党にあることは明白であります。それこそ、これを理由に法改正を行い、公選制を推薦制に変えることは、まさに党利党略に基づく学術会議の御用機関化を図るものであり、今日進められてゐる閣下下の軍拡、大企業奉仕に対する科学の従属であり、学術統制に道を開くことは言うまでもないことであり、わが党としては断固として反対することを表明いたします。

○委員長(長谷川信君) 他に御意見もなければ、討論は終局いたしましたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(長谷川信君) 御異議ないものと認めさせていただきます。

それでは、これより採決に入ります。日本学術会議法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕
○委員長(長谷川信君) 賛成多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

田沢君から発言を求められておりますので、これを許します。田沢君。

○田沢智治君 私はいま可決されました日本学術会議法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、国民会議、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

附帯決議(案)
日本学術会議が、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、その機能を十分發揮できるように、政府及び日本学術会議は、左記事項について特段の配慮をすべきである。

一、会員の部別・専門別定員、推薦等に関して

政令を定めるに当たつては、日本学術会議の自主性尊重を基本として十分協議すること。なお、内閣総理大臣が会員の任命をする際には、日本学術会議側の推薦に基づくとつて法の趣旨を踏まえて行うこと。

二、日本学術会議は、科学者の意見を反映するため、幅広い分野から適切な会員が確保されるよう努めること。

三、日本学術会議が、その目的・職務を十分果たせるよう、必要な経費その他諸条件の整備を図ること。

四、日本学術会議と科学技術会議、学術審議会、日本学術振興会その他の学術関係機関との連携協力体制の確立に努めること。特に、日本学術会議が行う勧告、答申、要望等について、政府はその趣旨を尊重して適切に対処すること。

五、本制度について、その実施結果を踏まえた見直しのため、適当な時期に国会に報告すること。

右決議する。

以上でございます。委員各位の御賛同をお願い申し上げます。以上。

○委員長(長谷川信君) ただいま田沢君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕
○委員長(長谷川信君) 賛成多数と認めます。よつて、田沢君の提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、丹羽総理府総務長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。丹羽総理府総務長官。

○國務大臣(丹羽兵助君) 日本学術会議法の一部を改正する法律案の御審議をお願いいたしましたところ、幅広い角度から御検討を賜り、御可決を

いただきましたことを、委員長初め諸先生方に深く感謝いたしております。御審議中に賜りました貴重な御意見、また御要望につきましては、十分拝聴いたしましたので、御期待に沿うべく最大限の努力を続けてまいりたいと考えておる次第でございます。

また、同時に議決されました附帯決議につきましても、その御趣旨を踏まえつつ、制度の運用等に万全を期してまいる所存でございます。

○委員長(長谷川信君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(長谷川信君) 御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(長谷川信君) これより請願の審査を行います。

第三号私学助成の大幅増額に関する請願外八十六件を議題といたします。

速記をとめてください。

〔速記中止〕
○委員長(長谷川信君) 速記を起していただきます。

第三号私学助成の大幅増額に関する請願外八件は議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものとし、第七八号私学の学費値上げ抑制、父母負担軽減等に関する請願外七十七件は保留と決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(長谷川信君) 異議ないものと認め、さよう決定をいたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任をいただきましたと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(長谷川信君) 異議ないものと認め、さ

にたいしてぐらぐらしているが、あるいは変更になつたとかということはないと思ふので、それをあらかじめ申し上げておきたいと思ふ。

それから、その中身でございますが、大学の自治、これはむろん言ひまでもなくきつめて重要な問題でありまして、たゞいま御指摘になりましたように形式的な任命権あるいは実質的な任命権といふようなことばで言いますと、非常に一義的に形式的任命権ならもう手も足も出ないのじゃないか、実質的な任命権なら何んでもできるではないか、といふふうになりがちでございますが、そういう意味では私もはいずれも誤りであると思つております。要するに、大学の自治はそれ自身を憲法が直接に保障しているわけではございませんが、これも判例——有名なボボロ判決にありまして、学問の自由にゆかりのあるものとしてこれを尊重しなければならぬことは言ひまでもございませぬが、他方、私もどうも忘れてはならない規定、これがやはり憲法にございまして、憲法十五条一項というのものがこれを無視することができない。十五条第一項はあらためてここで申し上げませんが、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」これが、この規定に明らかになされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理、これをまた同時に、全然無視して考えるわけにいかないと思つております。国立大学の学長も公務員である以上は、終局的には国民の任命権に基づいて任命されては、文部大臣自身も、また国民の任命権に基づいて任命されているわけでありまして、その文部大臣が、学長の任命にあたりまして、たとえいかなる場合であつても、何らの発言権も持た得ないと思つておられる、その結果として国会に対しても責任を負い得ない、ということ、これは、国民主権の原理に一顧も与へないことになつて、正当ではないのではないか。その意味で、この問題はやはり大学の自治と、それから国民主権とのいずれが一方に偏した見地において考究すべきではなくて、その調整の見地、つまり

片方だけに偏してもむろんいけないわけでありまして、その調整の見地において考究すべきではないか。そのような大学の自治と、国民主権の原理との調整の見地において考えてみますと、単に、申し出がございましたが、何らかの理由で主観的に政府当局の気に食わないといふようなことではなくて、そういうことで任命しないといふのは、むしろ違法であると思つて、そうではなくて、申し出があつた者を任命することが、明らかに法の定める大学の目的に照らして不適当と認められる、任命権の終局的帰属者である国民、ひいては国会に対して責任を果たすゆゑではないと認められる場合には、文部大臣が、申し出のあつた者を学長に任命しないことも、理論上の問題として私にお答えするわけでありまして、理論上の問題としてできないわけではないと解されるというのが当時の考え方でございます。この考え方は、われわれの考えとして、今日変える必要があるとは少しも思つておりませぬ。したがつて、その線に即して、昭和三十八年に衆議院の文教委員会でも申し上げたことを、その後御質疑に応じてお答えを申し上げておる次第でございます。

○山中(青)委員 いま法制局長官に御説明願つたその論議に、憲法十五条「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」これはそのとおりだと思つて、同時に、大学の自治といふ立場において、その根拠として、新憲法ができるに当たって、どこにもない明確な一つの表現として、憲法二十三条「学問の自由は、これを保障する。日本獨特の憲法の明示がある。これは大学の自治という制度を保障するものである」といふことは、憲法学者も例外的ない学説です。したがつて、この憲法二十三条の規定と、それから十五条の国民固有の権利というものを、この二つの憲法のコードの中から、大学の人事については、実質的には大学管理機関の選考によつて学長を定める、しかし十五条に置かれてあるから形式化した任命権を文部大臣に置くという現法制ができておると私は解釈しておるのですが、いかが

でしよう。○高辻政府委員 先ほどもその点に触れたつもりでございますが、たゞいまの御質疑でも憲法十五條一項の精神といふことが、趣旨といふことが、それをやはり念頭に置かれて御質疑をいただいておりますように思ふ。すなわち十五條一項といふのは、やはり公務員の終局的任命権である国民の、やは公務員の任命権であることはできない、これは、私どもは離れることはできないのではないかと。そういうことを背景にして任命権を持つことによつて、また国会に対して責任を負うといふ立場に立つべきではないか、そういうことが抜きにされた場合に、これは一体だれが——通常、憲法にありますが、行政権は内閣に属するといふわけで、すべての場合とは限りませんが、たとえ公取みないものは別でありませぬが、たゞ行政権の中で、少なくとも人事権的なものは内閣か、あるいは行政権が握つて、それによつて国会に対してその点の責任を負う、という仕組みになつておるのが大體の筋でございます。そこで十五條一項との関係においては、やはり任命権が文部大臣にある必要があるであらうということをお前提にされたつ、それは形式的任命権であり、それによつて御説のようでありませぬけれども、やはり私も、さつきも触れましたように、何でもかんでも文部大臣はかつて次第に任命権を行使していいとまではむろん思いません。先ほども触れましたが、思ひませぬが、それからいふといふことになる場合にも、国会に対してあるいは国民に対して責任を負い得ないといふような場合にまでも形式的な任命権である、そして何ら責任を負わぬといふのは、やはり憲法の趣旨に即して適當ではないのではないか。やはり学問の自由と、この十五條一項に示されておる公務員の任命権、これを調整的な見地において考えていくのが最も適當なところではないか。したがつて、気に食わないといふようなことではむろん任命を拒否することはできない。しかし、いまでも申しましたことですが、繰り返したつて恐縮でございますが、明らかに大学の目的に照らして不適

当だと認められる、それを任命することは国民に対して責任を果たすゆゑではないといふような、これはもうきつめてまねなことであらうと私思ひますが、そういう場合に任命をしないければならぬわけはない。そういう場合にはやはり十五條一項のものをいふべきであらうといふのが私どもの解釈である。私は今日なおそれは要當な解釈であらうと思つておられます。○山中(青)委員 法制局長官の御説明はどうもあつた、明瞭に私頭に入らない。あなたが申して、二十三条の学問の自由と二つを持っておる憲法構成の中で、この大学の人事権をどうするかということをおきく解決するために、国民の代表であるところの国会において、国会がつくつた法律によつて、実質的な選考権といふものは、これは大学に一任をする。〔委員長退席、谷川委員長代理着席〕形式的任命権だけを文部大臣に、これは国民の代表の国会がきめた法律なんです。それをよけいに解釈して、文部大臣は一介の行政長官じやないですか。法律によつて学長にどういふ権限を持たすかという、国民固有の権利と学問の自由といふ憲法的要請に基づいて、だれに実質的な任命権を与えるかどうかという、これは、国民の代表の国会がきめることなんです。国会がきめたんです。それになせ疑問を持たなければならぬのですか。形式化したところの任命権は、一応獨立であるから、管轄庁であり、助言、指導という、監督権は、管轄庁でない、助言、指導だけできると文部省設置法において文部大臣の権限を大学の関係で規定し、そして監督庁と書いてない。国立大学については管轄庁なんです。そういう点があるので、形式的任命権を残すといふこととつじつまを合せておられるのです。それでぜひいいいじやないですか。○高辻政府委員 たゞいまも仰せになりましたが、私もまた二十三條と十五條一項との関連にお

が集まるといったようなこともあるわけでございまして、適切な評価や大学の教育研究の多様性を踏まえた競争というものは大学になじむものだと思います。うふうに私どもは思っております。

○草川昭三君 では、次に移ります。

先ほど学長の任命について質問がございました。それで、いわゆる学長選考会議の申出により、こういうお話であったようでございますが、それで大臣が任命される。大臣は申出を拒否することは将来あり得るのか、ないのか。あるいはまた、任命された学長が仮に、大変御無礼な誇り高き参議院の委員会上なまじない言葉が分かりますが、先ほど来の議論を聞いていますとかない乱暴な御発言があるようですから私も許していただいて、例えば、任命された学長が仮に独裁的な暴君だと、仮にです、仮に暴君となった場合、学長の解任はどのように行われるのか、またそのとき大臣はどのような対応をされるのか。大変御無礼な見通しでございますが、お伺いしたいと思います。

○副大臣(河村建夫君) 通常の独立行政法人では、法人の長は大臣の裁量で任命することになっているわけですが、国立大学の学長については、大学の自主性、それから自律性尊重という立場で、学長選考会議の選考結果を大学が申し出て、それに基づいて行う、こうなっております。したがって、文部科学大臣は、大学の申出に法的に拘束をされて、例えば所定の手続を経ないとかの申出があった場合に、あるいは学長に誠心ふさわしくない著しい非行がある、申出に明白な形式的な違反性がある、そういう違法性があるというような場合、明らかに不適切と客観的に認められる場合、これを除いては拒否することができないと、こうなっております。

は、経営協議会あるいは教育研究評議会、これが審議や役員会の議決を踏まえる必要があるなど、一定のチェックの仕組みはあるわけでございまして。しかし、万一、学長個人の職務執行に起因して学内が混乱をしたというようなケース、それから正常な教育活動ができない、これが長期にわたるような場合に、学長が交代しない限り改善の余地がないと、こうなつた場合には、第十七条に基づいて学長選考会議が学長の解任を大臣に申し出ることが可能になっておるわけでございます。このように、学長選考会議の申出があった場合には、大臣は所定の手続を経ているからといった点や、解任要件に当たって、当てはまるかといったチェックは一応いたしますが、申出に従って学長を解任することができると、こういうふうになっております。

○草川昭三君 それから、もう一つ、監事というのがありますね。各法人ごとに二名大臣が任命することになっていて、法人業務を監査し、必要とされているわけでありますが、これも非常に皮相的なことですか、嫌な質問になりますけれども、これは文科省のお目付役的な位置づけになるんではないだろうか、いわゆる法人の自主性ということを阻害する立場に立つのではないだろうかという心配があると思うんですが、その点はどのようにか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) この国立大学法人制度におきましては、大学の自主性を踏まえて、法人運営の責任者である学長の任命は法人の申出に基づいて行うということ、あるいは、その法人の業務運営の目標でございます中期目標を定めるに当たっては法人の意見に配慮するということが規定されておりました。こういった制度設計の下で法人化であるわけでございますけれども、監事につきましては、そういう事務的に運営状況の監査を行うといった職務を考へるわけでございまして、こういう職務の性格を考へますと、監事の任命を大臣が行うということその大学の

自主性が損なわれるということはないのではないかと、うふうに考へておる次第でございます。

○草川昭三君 じゃもう一つ、こういう質問をしたいと思うんですが、監事が文科省から派遣されるということはあるのかないのか。あるいは、現在の国立大学の事務局長などは本省人事の一環として管理職クラスが出ておみえになると思うんですが、管理職クラスが監事として出向することがあるのか。また、その場合は戻るといふことになると思うのでございまして、そうなるのか。あるいは、言うところの退職者、本省の退職者の方々が監事として天下っていくようなこともあり得るのかどうか、お答え願いたいと思っております。

○政府参考人(玉井日出夫君) お答え申し上げます。まず監事についてでございますが、先ほど監事の職務を御説明いたしましたとおり、運営状況の監査を行う、こういうことから、通常の独立行政法人と同様に各法人に二名ずつ置くという形になっておるわけでございます。今後、この法案が成立して、そして具体的なことがこれからなるわけでございますが、監事の現在のところ抱えているイメージとしては、例えば一名はやはり会計監査に精通した者、これは企業監査の経験が豊富な公認会計士等が考えられるわけでございます。もう一名は当該大学の行う業務に精通した者を任命するということなどがイメージとしては持っております。以上のような監事に求められる能力、適性を踏まえて、適材適所の考え方に基いて官民を問わず幅広い分野から適切な者を起用していくということが重要だと認識をしております。

したがって、今申し上げたような幅広い分野、官民を問わず幅広い分野から適材適所を考へていく、その際に文部科学省関係者というものが、先ほど申したとおり、あくまでもその職務の性格に基づいて幅広く適任者を選任する、これが基本だ

というふうに考へているわけでございます。それから役員、いわゆる理事ということでございますが、これは今回の法人の基本的な性格からいまして、学長が正しくその責をきちんと任命するということが基本になっておるわけでございます。したがって、学長自身がその考へ方に基づいて幅広い分野から、これもまた任命するということになりますので、具体的に、恐らく副学長や学長補佐など、現在の学長を支えて大学運営を担っている者、そのほか経済界や私学関係者、さらには高度な専門職業人など、幅広く有識者を登用することが見込まれておるわけでございます。そういう、あくまでも学長が自らの考へ方に基づいてきちんと任命するというところでございまして、その際、学長が適材適所の観点から自らの判断により、例えば現在の事務局長等を理事に選任することもそれはあり得るといふふうに考へているわけでございます。

いずれにせよ、先ほど来申し上げているとおり、国立大学法人、正に自律性を持つわけでございますから、学長がきちんとした任命権を持っております。自らの人事戦略の下で適切に対応していく、こういうことになっておるわけでございます。

○草川昭三君 では、今度は評価の話でございますが、これはもう皆さん何回かお尋ねになっておられますが、大学に対する評価についても、組織全体に対する評価と個人の業績に着目した評価ということになりまして、その手法はかなり変化があると思うんですね。例えば、大学に六年間の中期目標を、中期計画を一体的に検討、立案をさせる、これはもう御答弁もございましたね。そういう目標に対して評価する仕組みと申しておみえになるわけですが、個人を対象とした評価と組織を視座に当てる評価のどちらをウエイトを重んじられるのか。難しい話だと思いますけれども、非常に抽象的な質問でございます。

○副大臣(河村建夫君) 国立大学法人の評価は、

なる。以上のように、要するに、ここにいう公務員とは、立法・司法・行政のいかんを問わず、広く
国および公共団体の事務を担当するすべての公の職員をいう。

右の場合、前文一段が國政の「権力」を行使する者を「国民の代表者」とよんでいることからいへば、
「権力」を行使する者であることが公務員の觀念の中心的な要素をなすともいうことができるが、このこ
とは単にいわれる権力的作用を営む者に限るということの意味するものではない。前文の右の表現は広く
國家の作用を國家権力の行使としてとらえたものであって、國家権力の行使を担当する者の下にあって、
それを補佐する者（その事務自身は権力的要素を含まない單純な業務である）もここにいう公務員に屬するし、
また、いわゆる非権力的作用を営む者も國家の作用ないし國家の事務を担当する者として、ここにいう公
務員に屬する。

(一) ここにいう公務員は旧憲法下の「官吏」よりも広い觀念である。すなわち、第一に、旧憲法下の
「官吏」は帝國議會の議員を含まないとされていたが、「公務員」は國會議員を含む。第二に、「官吏」は
地方公共団体その他の公共団体の吏員（公吏）を含まないとされていたが、「公務員」は「吏員」（九三條二
項）を含む。第三に、旧憲法下の「官吏」は直接・間接に天皇の任官大権（八一〇條）に基づいてその地位
にある者とされ、その結果、國との雇傭契約に基づきいわゆる雇員・傭人・傭記などは「官吏」ではない
とされていたのに対して、本項の「公務員」は、天皇の任官大権が否認されたことの結果として、右のよ
うな区分を容認するものではない。すなわち、國の公務を担当し、そのために勤務する者はすべて公務員
（國家公務員）である（官吏）という文字は七三條四号に用いられている。同条の「官吏」は本項の「公務員」よりは
狭く、内閣が法律の定める基準に従いそれに関する事務を掌理するところの行政部に屬する公務員、すなわちいわゆる一

般の政府職員を指す。國家公務員法はもっぱら右にいう基準を定める法律である。同法一三條一項參照。すなわち、同法
は國家公務員の職を一般職と特別職とに区分し、國務大臣・國會議員・國會職員・裁判官およびその他の裁判所職員な
どを特別職とし、それら以外の國家公務員の職を一般職とし、同法の規定はもっぱら一般職に屬するすべての職の職員
に適用されるものとしている。そして、右の一般職の職員にはいわゆる單純な勞務に従事する者をも含む。また、同法
にいう特別職の國家公務員は同法の対象から除外されているが、憲法の本項の「公務員」は右のような特別職の國家公
務員を含む。なお、同法の対象から除外されている公共企業体・公団・公庫などの職員も、広い意味で國の事業に従事
する者であるから、本項の公務員に含まれると解される。また、私人に公務を委任または委託した場合は、その私人も
その限度において公務員となる。

〔二〕(一) 公務員を選定してその地位につかしめ、また公務員を罷免してその地位を奪うことは國民の
固有の權利であるということは、すでに述べたように、國民に主權が存することの端的な表現である。す
なわち、それは公務員の地位の究極の根拠は國民の意思にあることを意味する。そして、その意味で、本
項は天皇主權の旧憲法においては官吏の地位の究極の根拠が天皇の意思にあることを示した規定（八一〇
條）に対置される。

ここに「固有の權利」といっているのは、公務員の地位の根拠が究極において國民の意思にかかっ
ていという意味であつて、直ちに具体的に個々の公務員が國民によって直接に選定罷免されるべきことを定
めたるものではない。このことはあたかも旧憲法において、天皇が任官大権をもつという原則がとられてい
ながら、天皇のみならずから任免したのはいわゆる親任官に限られ、それら以外の官吏は天皇の任官大権を委
任された者によって間接に天皇により任免されるものとされていたことと同じである。憲法自身において

第三卷 第三章 國民の權利および義務

公務員が直接に国民によって選定罷免されるものと定められているのは、その選任については国会議員（四三条）、地方公共団体の長・その議会の議員および法律の定めるその他の吏員（九三条二項）の場合、またその罷免については国民審査による最高裁判所の裁判官（七九条二項三項）の場合のみであり、これら以外の公務員、たとえば内閣総理大臣・國務大臣・最高裁判所の長たる裁判官・それ以外の最高裁判所の裁判官などについては、その選定罷免は直接国民の権限ではなく、それぞれ選定罷免権者が憲法上定められている（六条一項・六七条・六八条・六九条一項・七九条一項）。ただし、任命については、内閣総理大臣は国民の選挙する国会議員の中から国会の指名に基づいて任命され、國務大臣はこの内閣総理大臣によって任命され、最高裁判所の長たる裁判官はそのような内閣総理大臣および國務大臣から成る内閣の指名に基づいて任命され、またそれ以外の最高裁判所の裁判官も内閣によって任命されるのであるから、その地位の根拠はいずれも究極においては国民の意思に存することになる。また、その罷免すなわちその地位を奪われる場合についても、内閣総理大臣および國務大臣については、国民の選挙による議員から成る衆議院で内閣不信任決議が可決（または信任決議が否決）されたときには内閣は総辞職しなければならない（六九条）、また國務大臣については内閣総理大臣が罷免することができる（六八条一項）とされているのであるから、同様に、その地位の根拠はいずれも究極において国民の意思に存するということができる（間接に国民によって選定罷免されるといってもよい）。

右の場合とは異なり、憲法上その任免方法が定められていないその他の公務員については、その任免方法は法律によってそれぞれ定められる。その場合、特定の機関によって任免されると定められている公務員（たとえば一般の政府職員すなわち国家公務員法の定める一般職の職員は内閣または内閣総理大臣・各省大臣など

それぞれの任命権者によって任免される）については、国民がその固有の選定罷免権に基づき当該公務員の任免方法を法律によってそのように定めたものであり、したがって本項の趣旨は妨げられないと解することができる。なお、罷免については、法律によって、地方公共団体の長その他の役員（副知事・助役など）、その議会の議員に対しては住民からの解職請求の制度が定められており、またその議会に対しては住民による解散請求の制度が定められている（地方自治法七六条以下）。

(一) 本項にいう「国民固有の権利」の意味は以上のように解される。これに対して、特に「罷免」について、本項は憲法上、あらゆる公務員に対する国民の罷免（解職）請求制度（リコール制度）を要請するものであり、たとえば、内閣総理大臣・國務大臣・国会議員・一般の政府職員などに対する罷免請求の制度をできる限り広く認めることが本項の趣旨であるとする見解がある（この見解は、この憲法の下においても本項を根拠として直接民主主義的な制度を設けることが可能であるとする主張でもある）。

しかし、内閣総理大臣・國務大臣の場合は、前に述べたように、憲法はそれらがその地位を失う場合について（その意思に基づいて辞職する場合は別として）明文の規定を設けている。また国会議員の場合も、それらがその地位を失う場合について（この場合も、その意思に基づく辞職の場合は別として）、衆議院議員に関しては任期満了および解散による場合のほか、懲罰による除名・資格争訟の裁判によるその議席の喪失の場合を、参議院議員については任期満了・懲罰による除名・資格争訟の裁判によるその議席の喪失の場合を、それぞれ明文で定めている（四五条・六九条・五八条一項・五五条）。これらの規定は、これらの公務員がその地位を失うのはこれらの場合に限られることを意味し、これら所定の場合以外にその地位を失わせることはできないと解すべきである。すなわち、これらの公務員に対する罷免（解職）請求の制度を法律

第三章 国民の権利および義務

なにも問題はないのである。

その二つは、内閣法制局は、内閣の施策の法律の弁護のみをこととし、そのために詭弁を弄して俾らす、これに公正な法律的意见を期待することはできかねるといふ批判である。

およそ、内閣が国会に提出する諸案や内閣が実施しようとする諸施策で重要な法律問題を含むものは、当然に、内閣法制局が慎重な考慮を重ねて判断し、関係者に必要な助言をした結果に基づいて提案され又は実施されるのが建前である。そのため遂に日の目を見ないものもあることが内閣法制局に対する別の批判を生じていることは、前述の通りである。内閣法制局として確信のある法律上の意見をもって助言した結果につき、内閣法制局長官その他の職員が国会で弁明の衝に当たるのは当然のことであり、けっして、牽強附会の説をもって一時を糊塗しようというふうなことはない。

この種の批判は、内閣の政策に反対する立場の人々からなされるのが例である。その政策に反対するが故に、この政策の実施を別に違法ではないとする法律論にまでも反対するといふことが、多い。法律論は、どこまでも法律論であつて、一般的に政策の方向を制約することはあつても、具体的に政策を決定しけるものではない。得ない。政策は政策として世の批判にさらされるべきであり、その政策を増むが故にその実施を違法であるとしなない法律論に反対するといふのは、筋が通らない。法律論にしても、そこに意見の対立があることはなんのふしぎもないことであつて、もしも、内閣法制局の意見と見解を異にするのであれば、ただかたがたこれを評議するにすぎないのでなく、自口の法律の見解を展開し、法律論の形で

論争を重ね、ことの是非を明らかにする努力をすべきであらう。

いずれにせよ、内閣法制局の使命は、内閣が法律的な過誤をおかすことなく、その施策を円満に遂行することができるようにすることであり、その一点にある。そうである以上、同局の法律上の意見の開陳は、法律の良心により是なりと信ずるところに従つてすべきであつて、時の内閣の政策的意図に盲従し、何が政府にとって好都合であるかという利害の見地に立つてその場をしのぐというような無節操な態度ですべきではない。そうであつてこそ、内閣法制局に対する内閣の信任の基礎があり、その意見の權威が保たれるといふものである。

(たかつし・まさみ 前内閣法制局長官)

年金を受け取っていますから、これでは大きな不公平が生じてしまいました。

公平性は社会保険の根幹であり、安易な結論に流れてはなりません。

自民党は自助自立を基本として制度をつくってきました。自分のことは自分です、それが難しいものについて隣近所や会社などで支えあうのが「共助」です。そして、最後に国が責任をもって支えるのが「公助」という順番です。しかし、民主党は、子ども手当や年金への考え方が示すように、国からの直接給付を増やし、公助を大きくしようとしています。いたずらに給付を拡大しては、国民の自立心は薄れ、国への依存心ばかり大きくなってしまいます。

日本社会のすばらしさは、日本人の自立心であり、助け合いの精神にあります。民主党の政策の根底にある考え方には、長い間かけて培われてきた日本人の優れた特性を、根底から壊してしまう怖さを感じます。

菅義偉の戦略的 人生相談

第4回

ま もなくアジサイの見頃の時期となりますね。菅義偉です。さて、今回のお悩みはこちらです。

「自己PRが苦手で困っています。私は就職氷河期世代なので就職面接にも苦労しました。何とか入った保険系の会社でも同期や後輩たちに比べて上司に自分の仕事の成果をアピールするのが下手で、職場では実際にあげている成績よりも低く評価されているような気がします。嫌みにならないように自分の成果を上司に伝えるにはどうしたらいいでしょうか。」
(30代女性・会社員・埼玉)

仕事において「アピール力」はあくまでも付随的なもの、ただ、というのが私の考えです。何よりも大事なものは、成果を上

げる能力、結果を出す能力だからです。

政治の世界ではアピール力が大事だと一般的には思われているかもしれませんが、実際はたくさんいます。しかしアピールばかりで結果を出さない政治家は、評価も信頼もされない。少なくとも私は結果を出す人しか信用しません。

あなたが今取り組むべきことは、自分の成果や結果を見つめ直し、さらなる向上に活かすこと。そして、不得手な自己アピールに無理に臨むのではなく、自分自身の「強み」を見つけ、磨くことです。では、「強み」とはなんですか。生前、親交のあった桂歌丸師匠から、こんなお話をうかがったことがあります。

「落語の世界では前座を務める若手の噺家もほとんどが大卒になった。でも噺家の前座は、極端に言えば人間扱いされません。だから、甘い考えで入ってきた人はたいして辛抱できずに辞めていく。」

ただそんな中にも「大化け」するやつがいる。それまで箸にも棒にもかからなかったような者が、あるときガラッと変わるんです。それは、自分の「間」を持つかどうか。落語はいくらでも師匠が教えられるけれど、この「間」は自分で体得するしかないんです」

このお話を聞いて、私は政治家も同じだと思いました。政治の世界でこれをやりたいんだという確固たる意志を持ち、「この分野といえはあの議員だ」と言われるような自分の「型」を持つこと。この

ような「強み」を持つている人間は、責任ある立場に就いたときに「大化け」する可能性があります。これは社会のどんな職業においても通じるのではないのでしょうか。

私自身、政治家を目指した時点では「地盤・カバン・看板」のいずれもなく、文字通りゼロから出発しました。「派閥の方針だから」というような説得は大嫌いで、政治家たるもの、組織に流されるべきではないと思ってきました。実際に採決時に党の方針に反対したこともあり。国民の代表として議員に選ばれている以上、プライドを持つべきだ、という思いからです。自分が納得できないことはやらない、とはつきり言ってきましたから、当然周囲からの反発もありました。しかし

すがよしひで●内閣官房長官、1948年秋田県生まれ。高校卒業後上京し就職。法政大学卒。代議士秘書、横浜市会議員を経て、96年衆議院選挙で初当選。以後8期連続小選挙区当選。元総務大臣。大臣当時にふるさと納税を創設。著書に『政治家の覚悟』。

そうした中でも、政治家として正しいことをやっているか、自分で見極めて納得のゆく判断をするために、常日頃から各界の専門家や現場の方々の話を幅広く聞いたりして、徹底的に勉強するように心がけていました。そうした経験の積み重ねが結果的には私自身の「型」となり、「強み」になったのだと思います。



梶原麻衣子＝構成 大沢尚芳＝撮影

歌丸師匠から教わった「大化け」の秘訣